

業務説明資料

1 件名

令和8年度横浜市アウトリーチ型財政広報制作・企画検討業務委託

2 履行期限

契約の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

横浜市行財政局財政部財政課及びその他、委託者の指定する場所

4 業務目的

昨今の少子高齢化や自然災害、気候変動や物価高騰、DXの進展など、市民生活や社会経済情勢がかつてないスピードで変化しており、横浜市として市民の皆様や社会のニーズに的確に答えていく必要がある。一方、今後、現役世代の減少により市歳入は減少し、更なる高齢化の進展により社会保障費が増大するなど、自治体の経営環境はより厳しさを増していく。そのような中で、施策の推進と財政健全性を維持していくためには、新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことが不可欠となっている。

市としては、このような状況を市民の皆様幅広く知っていただき、「ご理解」を得ることが必要であると考え、様々な財政広報コンテンツを制作し、主に市のウェブサイトで発信してきた。

しかし、大多数の市民の皆様にとっては、市の財政状況は遠いものであり、ご自身の生活がある中で、限られた財源の中で、新たなニーズに対応し、増大する歳出を賄うため、歳出改革に取り組むことへの理解を得ることは困難な状況にある。

そのような中でも、今後は、様々な世代やニーズに応じ、時代感覚に沿ったアウトリーチ型の財政広報を展開することで、市民の皆様には本市の財政運営の現状をよりご理解いただくとともに、今後の取組への「共感」につながることを目指している。

5 業務内容

本業務を進める上で「12 参考」に示す既存の財政広報コンテンツ及び財政に関する条例や計画等を理解し、その内容を踏まえることを前提とする。(業務ウエイトは目安)

(1) 広報メッセージ設計・動画コンテンツ作成 (業務ウエイト：80/100)

ア 広報メッセージ設計

本市の財政状況や、財政運営上の課題とその解決の方向性、その取組状況などを踏まえ、本市の財政運営に対する市民の理解や共感を醸成するための広報メッセージの設計を行うものとする。

なお、広報メッセージを設計する上では、次の観点に留意すること。

- ・本市職員が抱えている財政に対する問題意識や思いをくみ取り、市民の皆様へ伝えたいメッセージを整理し作り上げていくこと。
- ・市民の視点に立った伝達の切り口や構成を検討すること。市民が自分ごととして受け止められる

視点を重視すること。

- ・財政に関する専門的な内容や数値データについては、市民にとっても分かりやすい表現に置き換えるなどの工夫を行うこと。
- ・客観的な事実やデータに基づいて設計するものとし、過度な脚色や誇張、誤解を招く表現を用いないこと。将来見通し等、不確実性を伴う内容については、その前提条件や考え方が適切に伝わるよう配慮すること。
- ・本市がこれまで培ってきたイメージや価値観を踏まえ、本市への信頼や好意を損なわない内容となるよう十分配慮すること。

イ 動画コンテンツ制作

前項の広報メッセージ設計を基に、市民に対して視覚的・感覚的にも理解しやすいインフォグラフィックスを用いた動画コンテンツの制作を行うものとする。

エンゲージメントが得られる最適な長さ・最適な本数について、提案を基に委託者と適宜相談の上調整し、決定すること。

この動画コンテンツは、向こう数年間の使用を見据えた普遍性を持たせ、配信は市ウェブサイトやSNS、デジタル広告等による配信を想定したものとする。

(2) デジタル広告配信（業務ウェイト：5/100）

設計した広報メッセージ及び制作したコンテンツを活用し、デジタル広告による情報発信を試行的に実施するものとする。広告配信はテストマーケティングとして位置付け、ターゲット設定をして市民の反応や訴求状況を把握することを目的とする。

配信対象、媒体、手法等については目的に応じて適切に設定し、効果測定が可能な形で実施すること。配信結果については、本市と共有し、今後の財政広報に資する知見として整理すること。

(3) 広報運用・企画の助言・支援（業務ウェイト：15/100）

「12 参考」(1)の既存コンテンツや本委託で制作する動画コンテンツなど、既存の財政広報コンテンツを前提とし、年齢・家族構成などターゲットに応じたコンテンツの方向性（内容、トーン&マナーなど）、広報媒体・チャネルの提案、現状届いていないターゲット層の分析及び届けるための方策、効果測定方法など、本市の財政広報のあるべき姿の考えを資料にまとめ提出（様式枚数の指定はしない）すること。（これを「全体計画書」という。）なお、横浜市中期計画 2026-2029 において、アウトリーチ型財政広報認知件数を 200 万回としている。

また、「①提案名」「②時期」「③対象」「④提案内容の説明」「⑤広報コンテンツ（制作した動画も含む）の活用方法」「⑥想定コストと内訳」「⑦想定される効果」を明記した「個別計画書」を複数提出すること。

この他、委託者から財政広報運用につき相談があった際には、専門的な知見を踏まえ助言を行う。

6 定例会議

メッセージ設計の手法、動画制作の企画などについて、委託者と定期的に打合せ等をしながら情報

共有を実施すること。本事業の開始時及び完了時に1回実施するほか、必要に応じて実施頻度・方法等は、適宜協議の上進める。

7 成果物

- (1) 動画コンテンツ
- (2) 全体計画書（1件）及び個別計画書（複数件）
DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式

8 納入場所

横浜市行財政局財政部財政課財政調査係（横浜市中区本町6-50-10）

9 スケジュール（予定）

項目	実施時期
広報メッセージ設計	令和8年7月～令和8年11月
動画制作	令和8年11月～令和9年1月
デジタル広告	令和9年2～3月
広報運用・企画の助言・支援	令和8年7月～令和9年3月

10 受託者の要件

(1) 提案資格

提案資格は『「令和8年度横浜市アウトリーチ型財政広報制作・企画検討業務委託」に関するプロポーザル募集要項』の「3(1) 提案資格」のとおりとする。

(2) 業務責任者

受託者の業務責任者は、委託者の指示に速やかに応えられるように連絡体制を確保できることを前提とし、本市の財政状況を理解し、広報運営に関する専門知識を有し、技術的な助言や提案を行う等、本委託の遂行に必要な十分な能力、実績を有するものを選定すること。

11 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定すること。
- (3) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに委託者に連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (5) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

- (6) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする。

12 参考

(1) 主な財政広報コンテンツ

- あなたと創る横浜の財政（一般向け及び子ども向け）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/kohoshi/>

- ワンストップ財政情報（アニュアルレポート）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/onestopzaisei.html>

- 財政見える化ダッシュボード

<https://zaiseidashboard.city.yokohama.lg.jp/>

- 財政解説

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/kaisetu/>

- 財政出前講座

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaisejokyo/demae.html>

(2) 主な財政に関する条例・ビジョン

- 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001809.html

- 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

- 横浜市中期計画 2026-2029

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/soan.html>